

提供日 2025/04/24
タイトル 県の事務の誤り（開示決定を行った公文書の誤送付）
について
担当 交通基盤部 建設経済局公共用地課
連絡先 用地班
TEL 054-221-3048



（要旨）

公共用地課から公文書開示請求者に対し、請求のあった「静岡県土木事業用地事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）を送付したところ、誤って、担当職員によるメモの記載等がある取扱要領を送付していたことが判明した。

（概要）

1 経緯

- ・ 4月4日（金）公文書開示請求を行った請求者あて文書を郵送
- ・ 4月8日（火）請求者からの指摘により、誤送付の事実が判明

2 取扱要領について

- ・ 用地事務に関する本県の基本的なルールを定めたもの
- ・ 通常、関係者以外非公開としているが、正式な手続きがあれば全部開示が可能

3 誤送付文書について

- ・ 担当職員が、手持ちで使用していた取扱要領
取扱要領にマーカーの着色、請求者の名字等を入力したもの

※個人名の記載があった誤送付文書は、組織的に保有していた公文書ではなく、また、請求者は第三者ではないこと等から、本事案は、個人情報漏えいには当たらない

4 発生の原因

- ・ 担当職員が1人で作業を行い複数人によるチェックが行われていなかったこと

5 対応

- ・ 4月9日（水）誤送付について請求者に電話で謝罪
- ・ 4月11日（金）請求者あてに本来送付すべき正しい文書を郵送

6 再発防止策

- ・ 公文書開示請求に関するチェックリストを作成し、課内で共有
- ・ 文書等の送付の際における、複数の職員によるチェックの徹底
- ・ 課ミーティングにおいて、本件発生の経緯及び再発防止策の内容を周知